

平谷村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 386	千円 1,083,427	千円 44,662	千円 195,937	% 18.1	% 19.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

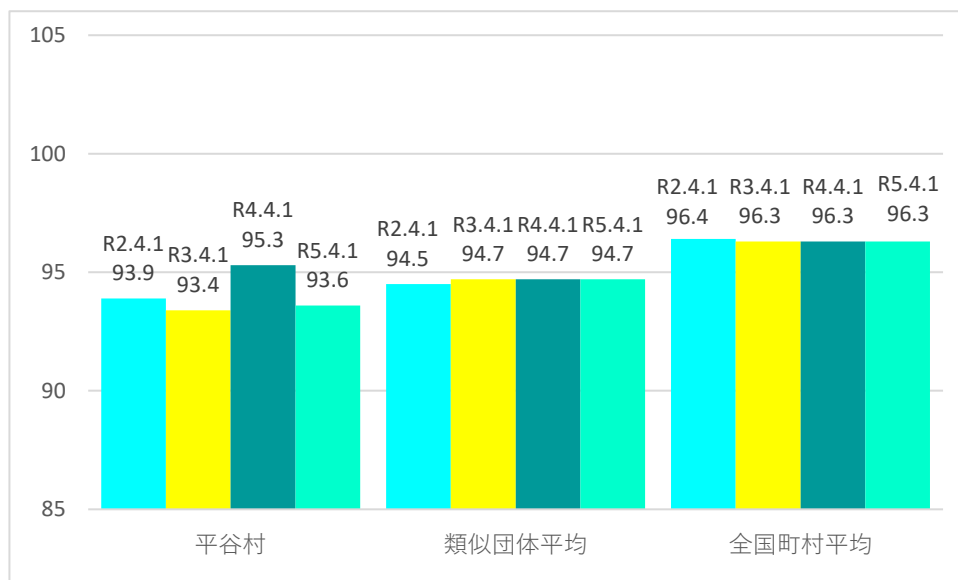
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 15	千円 47,544	千円 6,236	千円 18,083	千円 71,863	千円 4,790	千円 5,369

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため該当なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.4%引上げ。

初任給については、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給2,500円引き上げ。給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえそれぞれ1,000円の引上げを基本に改定。

激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

実施なし

③ その他の見直し内容

なし

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（5年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
平谷村	39.9歳	275,287 円	319,774 円	287,341 円
長野県	45.0歳	328,465 円	395,342 円	361,580 円
国	42.4歳	322,487 円	- 円	404,015 円
類似団体	41.0歳	292,377 円	344,598 円	319,247 円

② 技能労務職

該当なし

③ 教育職

該当なし

- (注) 1 「平均給料月額」とは、5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		平 谷 村	長 野 県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200円	206,800円	185,200円
	高 校 卒	154,600円	174,600円	154,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（5年4月1日現在）

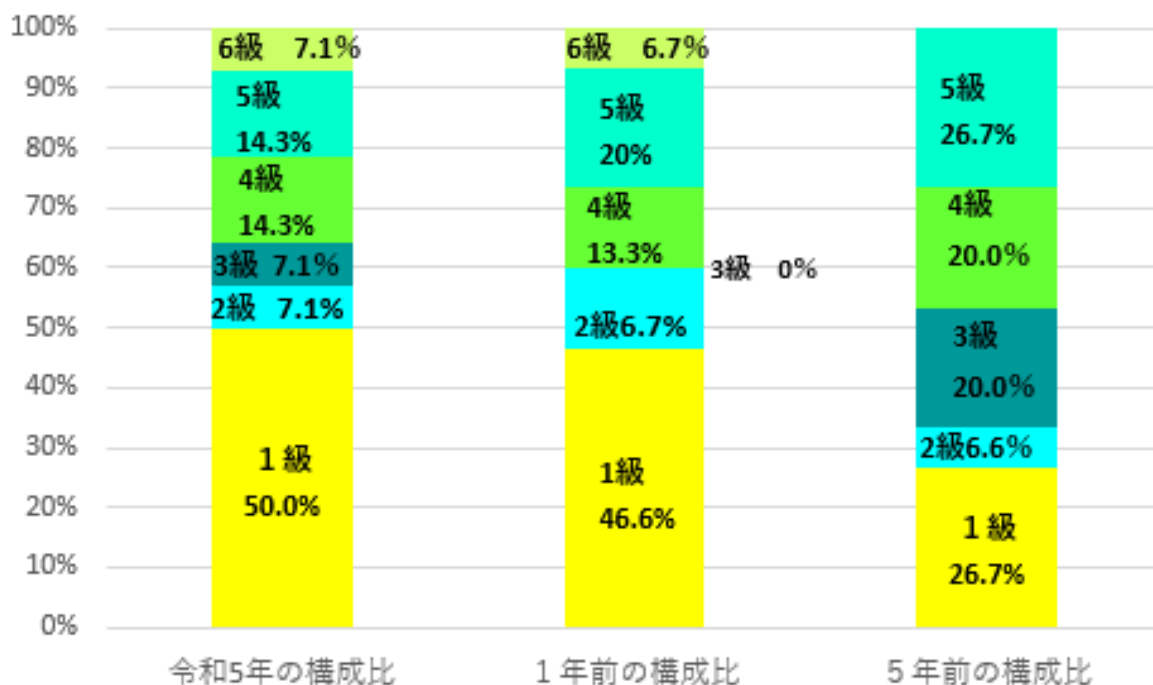
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（5年4月1日現在）

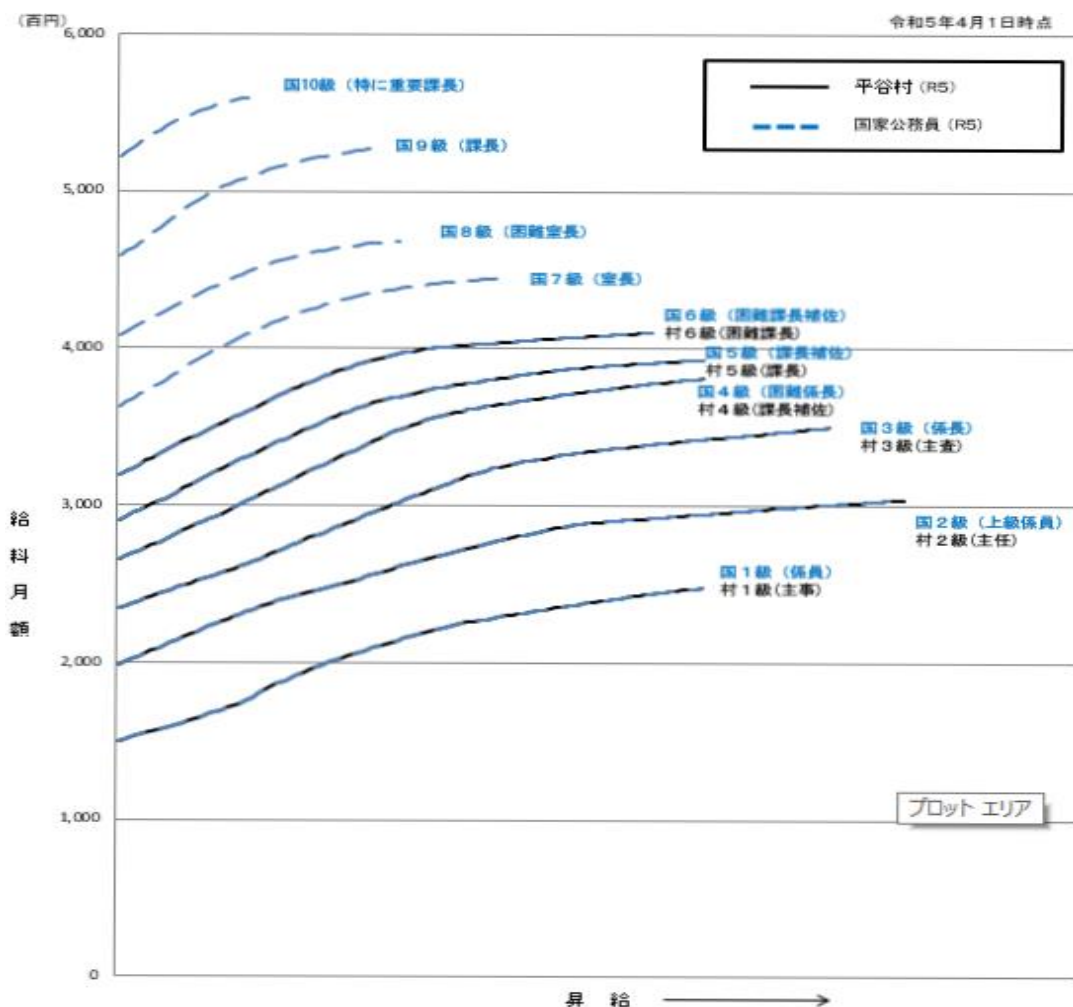
等級	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務 主事補の職務	7人	50.0%	150,100円	247,600円
2級	主任の職務	1人	7.1%	198,500円	304,200円
3級	係長の職務 主査の職務	1人	7.1%	234,400円	350,000円
4級	課長補佐の職務 主幹係長の職務	2人	14.3%	266,000円	381,000円
5級	課長の職務	2人	14.3%	290,700円	393,000円
6級	困難な業務を所掌する村長が認める課長の職務	1人	7.1%	319,200円	410,200円

- (注) 1 平谷村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（平谷村）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

平 谷 村	長 野 県	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,266千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,666千円	—
(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(平谷村)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(5年4月1日現在)

平谷村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前の早期退職特例措置 (退職時特別昇給 制度なし) 1人当たり平均支給額 —	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前の早期退職特例措置2～45%

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（5年4月1日現在）

対象区域外のため支給なし

(4) 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）			—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）			—	%
手当の種類（手当数）			—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （4年度決算）	左記職員に対する支給 単価
手当	—	—	— 千円	日額 —
手当	—	—	— 千円	1件当たり —

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	1,501千円
職員一人当たり平均支給年額（4年度決算）	100千円
支給実績（3年度決算）	1,390千円
職員一人当たり平均支給年額（3年度決算）	92千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （4年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （4年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円等	同	—	714千円	178,500円
住居手当	月額12,000円以上の家賃を払うもの	同	—	千円	円
通勤手当	自動車にて片道2km以上の通勤距離があるもの	同	—	224千円	224,000円
管理職手当	課長 17,000円	—	—	816千円	204,000円
休日勤務手当	—	—	—	— 千円	— 円
産業教育手当	—			— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（5年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	598,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 810,000 円 / 457,500 円	
	副 市 区 町 村 長	516,000 円	650,000 円 / 440,000 円	
報 酬	議 長	227,000 円	360,000 円 / 140,000 円	
	副 議 長	153,000 円	320,000 円 / 115,000 円	
	議 員	135,000 円	300,000 円 / 100,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(4年度支給割合) 3.30 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(4年度支給割合) 3.30 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		598,000円×在職月数×0.425	12,199,200円	退職時
		516,000円×在職月数×12.192	6,291,072円	退職時
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

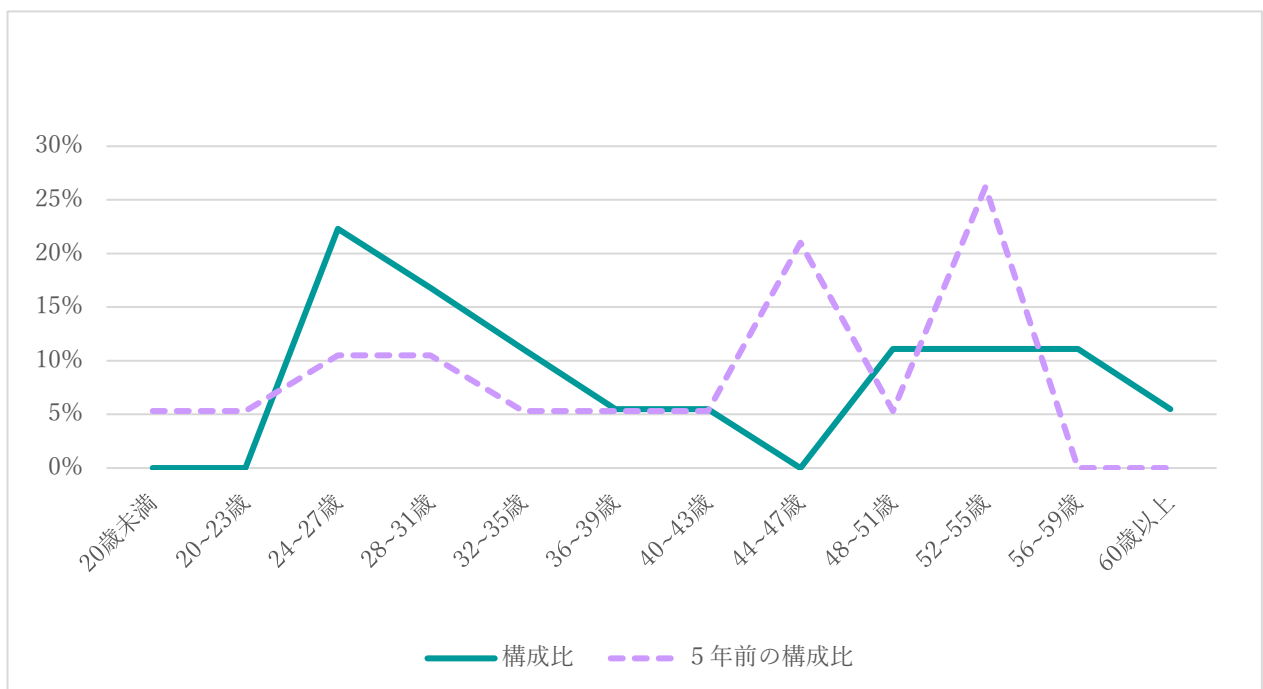
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(5年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和5年	令和4年		
普通会計部門	一般行政部門	総務	5	6	△1	業務内容見直しによる減
		税務	1	1	0	
		民生	2	2	0	
		衛生	1	1	0	
		農林	2	2	0	
商工		1	1	0		
土木		1	1	0		
	計	13	14	△1	<参考> 人口1万当たり職員数 336.787人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 221.45人)	
	教育部門	2	1	1	業務内容見直しによる増	
	消防部門	—	—	—	—	
	小計	15	15	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 387.596人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 257.87人)	
公営企業等部門	水道	1	1	0	—	
	国保	1	1	0		
	介護	1	1	0		
	小計	3	3	0	—	
合計		18	18	0	<参考> 人口1万当たり職員数 466.321人	
		[24]	[24]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	4人	3人	2人	1人	1人	0人	2人	2人	2人	1人	18人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	30年	元年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の 増減数 (率)
一般行政	15	14	14	14	14	13	-(%)
教育	1	1	1	1	1	2	-(%)
消防	—	—	—	—	—	—	-(%)
普通会計	16	15	15	15	15	15	-(%)
公営企業等会計	3	3	3	3	3	3	-(%)
総合計	19	18	18	18	18	18	-(%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。